

多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金

手続きの流れ（申請～交付）

1. 申請

申請者は必要な書類を添えて、町の窓口へ提出します。
※申請は改修工事着手前に行ってください。申請前に着工された場合は申請できません。
「申請書（様式第1号）、事業計画書（別紙1）、誓約書（別紙2）、その他必要書類」

2. 審査・交付決定

町は書類を審査し、交付を決定します。

3. 工事着手

申請者は、交付決定を受けてから工事に着手します。
※「交付決定前着手届（様式第2号）」を提出したときは、当該届出の提出日以降に着手することができます。

4. 実績報告

申請者は、工事が完了したら速やかに町へ実績報告を行います。
「実績報告（様式第8号）、事業報告書（別紙）、その他必要書類」

5. 交付確定

町は実績報告を審査し、交付確定を通知します。

6. 請求

申請者は、交付確定を受け、請求書を提出します。
「請求書（様式第10号）」

7. 交付

町は、指定された口座へ支払います。

多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金

空き家バンクに登録された多度津町内の家屋を法人事業者又は個人事業主が購入し、事業所として改修する場合、以下の条件を満たせば、その改修等に必要な費用の一部について補助します。

(補助対象事業の条件)

- (1) 法人事業者又は個人事業主が購入した空き家バンク登録物件を事業所として改修すること。
- (2) 法人事業者又は個人事業主が補助対象空き家の延べ床面積の2分の1以上を事業所として補助対象事業の完了日から3年以上使用する予定であること。
- (3) 法人事業者の場合は、本店（会社法の適用を受けない者については、会社法上の本店に相当する事業所）が香川県外にある法人であり、改修した対象物件で勤務する法人事業者の従業者のうち1名以上が、香川県に転入して2年未満の移住者又は実績報告時までに移住者となる予定であること。個人事業主の場合は、個人事業主が、香川県に転入して1年未満の移住者又は実績報告時までに移住者となる予定であること。
※「移住者」とは、一定期間多度津町に居住する意思を持ち、多度津町の住民基本台帳に記録されている者で、住民票を移す直前に、連続して3年以上、香川県外に在住していた者をいう。
- (4) 改修した対象物件で、事業者、その従業員又は訪問者等がテレワークを行うための環境（机、椅子及びインターネット環境）を整えている又は整える予定であること。
- (5) 国庫補助金及び他の県補助金等が交付されている事業でないこと。

(補助対象経費)

原則、町内施工業者による、下記の整備に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

| | |
|---------|--|
| 家屋改修費 | 家屋の改修に要する経費 ※耐震診断に要する経費、家財道具の処分に要する経費及び整備される対象物件と構造上一体となっていて、通常必要と認められる設備（電気・ガス・給排水・空調・トイレ等）の整備に要する経費を含む。 |
| 通信環境整備費 | W i - F i 環境整備費、電話・通信回線工事費及びセキュリティ関連機器等、通信設備の導入に係る経費 ※月額利用料等の維持費は除く。 |

(補助金の額)

補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、法人事業者の場合は、400万円、個人事業主の場合は、200万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

補助対象事業の着手前に、多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付申請書(様式第1号)を2部(1部は写し)提出してください。

【添付書類】

| 番号 | 添付書類名 | 内容説明・取得方法 |
|----|--|---|
| 1 | 事業計画書(様式第1号別紙1) | |
| 2 | 誓約書(様式第1号別紙2) | |
| 3 | 法人事業者の場合は、登記簿謄本、個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し | 登記簿謄本は、法務局で取得 |
| 4 | 許認可を必要とする業種の場合は、営業許可証の写し(申請時がない場合は、実績報告時に提出) | 飲食店や食品製造業・食品販売業などの場合必要 中讃保健福祉事務所で取得 |
| 5 | 補助対象物件の所有者が確認できる書類 | 登記簿等(登記移転が未済の場合は、移転前の登記簿と売買契約書) |
| 6 | 補助対象空き家の図面等、物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類 | |
| 7 | 補助対象空き家の周辺環境が分かる位置図 | |
| 8 | 補助対象空き家の現況写真 | |
| 9 | 補助対象経費の合計額が確認できる書類(内訳を含む。) | <u>原則、町内施工業者からの見積書等</u> |
| 10 | 住民票の写し、戸籍の附票その他移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類(法人事業者の場合は、従業員が対象移住者であることを証明する書類)ただし、申請時に対象移住者でない場合は、実績報告時に提出することとする。 | 移住者の、現住所の一つ前の住所が県外で、その住所に3年以上居住している場合は住民票の写しを提出(現住所の住民課で取得) 上記以外の場合(一つ前の住所での居住期間が3年未満の場合等)は戸籍の附票等を提出(本籍地の住民課で取得) |
| 11 | 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 | サイト「かがわ暮らし」中の香川県の空き家バンクに該当物件を掲載しているページのコピー、その他 |

町は、提出された申請書等を審査し、補助金の交付を決定して通知します。

※交付決定より前に補助対象事業に着手する場合は、交付決定前着手届(様式2号)の提出が必要です。

(実績報告)

補助対象事業の完了後、速やかに多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金実績報告書(様式第8号)を2部(1部は写し)提出してください。

【添付書類】

- (1) 事業報告書(様式第8号別紙)
- (2) 補助対象経費の合計額の請求書の写し(内訳を含む。)
- (3) 補助対象経費の合計額を支払ったことが確認できる書類の写し
- (4) 補助対象空き家の完成写真(外観、内観及び修繕箇所)及び購入物品の

写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
町は、報告の内容を審査し、補助金の額を確定して通知します。

(補助金の請求)

多度津町空き家改修支援事業補助金交付請求書(様式第10号)を提出してください。町は、指定された口座に補助金を支払います。